

世界医師会（WMA）オスロ理事会出席（報告）の件

WMA オスロ理事会がノルウェーのオスロにおいて2015年4月16日から18日にかけて開催された。日本医師会からは、横倉義武会長（WMA 理事）、松原謙二副会長（WMA 理事）、石井正三常任理事（WMA 理事及び財務担当役員）、畔柳達雄参与（WMA 医の倫理委員会、社会医学委員会アドバイザー）が出席した他、日本医師会 Junior Doctors Network から林伸宇医師が参加した。

理事会に先立ち、15日にWMA役員会、各種作業部会が開催され、石井常任理事が役員会及びヘルスデータベース、人間中心の医療、医師の安寧に関する各作業部会に出席した。また、JDNミーティングが行われた。理事会では、役員改選で石井常任理事が財務担当役員に指名され受理された他、理事会議長にはアメリカ医師会のアーデス・ホヴェン前会長が女性として初めて選出された。審議では、イギリス医師会より提出された「貿易協定と国民の健康に関するWMA声明案」が、緊急性が高いとして10月のモスクワ総会での審議を待たずに理事会決議として採択された。

1. 会 期：2015年4月16日（木）～18日（土）
2. 場 所：オスロ（ノルウェー）
3. 参加者：横倉会長、松原副会長、石井常任理事、畔柳参与
（随員）国際課：能登課長、五十嵐主査
JMA Junior Doctors Network：林伸宇
4. 日 程：

| | | | |
|-------|-----|---|---------------------|
| 4月15日 | （水） | 役員会議、作業部会（人間中心の医療、ヘルスデータベース、医師の安寧他）、JDNミーティング | |
| } | 16日 | （木） | 理事会、財務企画委員会、社会医学委員会 |
| | 17日 | （金） | 社会医学委員会、医の倫理委員会 |
| | 18日 | （土） | 理事会 |
5. 参 加
38加盟国医師会、Junior Doctors Network: JDN（10か国12名）、国際医学生連盟、及び赤十字国際委員会、欧州医師常設委員会他、参加者約130名

6. 新役員・常設委員会委員長の選出

| | |
|-------------|-------------------------|
| 理 事 会 議 長 | アーデス・ホヴェン（アメリカ） |
| 理 事 会 副 議 長 | フランク・ウルリッヒ・モントゴメリー（ドイツ） |
| 財 務 担 当 役 員 | 石井正三常任理事 |
| 医の倫理委員会委員長 | ハイキ・パルベ（フィンランド） |
| 社会医学委員会委員長 | ミゲル・ジョルジュ（ブラジル） |
| 財務企画委員会委員長 | ドン・チュン・シン（韓国） |

常設委員会委員、アドバイザー

| | |
|-------------|----------------------|
| 常設委員会委員 | 医の倫理委員会／横倉会長、石井常任理事 |
| | 社会医学委員会／横倉会長、松原副会長 |
| | 財務企画委員会／松原副会長、石井常任理事 |
| ア ド バ イ ザ ー | 医の倫理委員会、社会医学委員会／畔柳参与 |

7. 理事会での主な議決事項

(1) 医の倫理関係

- 1) 委員長選出：ハイキ・パルベ（フィンランド）
- 2) 進行中議事の審議結果

① 作業部会において草案を作成する文書

「人間中心の医療に関する **WMA 声明案**」

アイスランド医師会の提案

「人間中心の医療」の原則は、身体的・心理的・社会的・精神的に良好な状態という意味での健康促進が前提とされている。そのためには、疾病の抑制のみならず、科学と人間との調和に基づき、健康の向上、臨床現場でのよりよいコミュニケーション、そして人の尊厳に対する尊敬と責任について、個人および地域レベルにおける理解を深めることを求めて提案された。

日本医師会も構成員となっている作業部会において草案の起草作業を行っている。

「ヘルスデータベースおよびバイオバンクに関する倫理的考察に関する **WMA 宣言案**」

ヘルスデータベースの情報およびバイオバンクの人間由来の生物試料の倫理的利用に関する原則を提供。個人情報機密性は、患者－医師関係における信頼性と健全性の維持に必要不可欠であり、患者の臨床上のプライバシーは医師の守秘義務によって保証されている。医療情報や生物試料の利用に際してはインフォームドコンセントを得ることの重要性が含まれるというヘルシンキ宣言の一文を含んでいる。

日本医師会は作業部会の構成員として草案の起草作業に関わっている。

今後の予定：パブリック・コンサルテーション（2015年4月9日～6月5日）、新規草案作成（7月、ベルリン）、専門家会議（9月上旬、コペンハーゲン）、医の倫理委員会（10月、**WMA** モスクワ総会）における審議

② コメントを要請するため各国医師会に回付される文書

「全世界の医学校のカリキュラムに医の倫理と人権を含めることに関する **WMA 決議改訂案**」（1999年10月採択文書）

イギリス医師会による大幅修正案

WMA は、医の倫理と人権をすべての医学校の教育課程において必須とし試験を行う教科として教えるよう主張する。また、卒後教育、生涯教育にも含めることに言及している。

3) 新規議事の審議結果

「ジュネーブ宣言」

ドイツ医師会による同宣言改訂に係る作業部会設置案

本宣言は **WMA** 宣言の中でも重要なものに位置することから作業部会を設置して検討することとなった。

作業部会構成員：日本、アメリカ、ドイツ、フランス、オランダ、スイス、デンマーク、

スウェーデン、イスラエル、トルコ、インド、南アフリカ、JDN

4) 2005 年採択文書の見直し

「医師による自殺幫助に関する WMA 声明」

横倉会長から、日医でも尊厳死の問題から 2008 年に終末期医療に関するガイドラインを作成しているが、一方で法制化の動きもあるとして、WMA として明確な文書を出すことが各国にとって支援となるとのコメントがあった。

(2) 社会医学関係

1) 委員長選出：ミゲル・ジョルジュ（ブラジル）

2) 緊急動議により理事会決議された文書

「貿易協定と国民の健康に関する WMA 声明案」

イギリス医師会の提案

TPP（環太平洋連携協定）、TTIP（環大西洋連携協定）、TiSA（新サービス貿易協定）等、現在交渉中の協定が経済的利益の追求による健康に及ぼす影響を指摘し、各国医師会、各国政府に対し勧告を行っている。

WMA の要請により、日本医師会は TPP に関する見解と政府への要望を取りまとめ、資料として情報提供しており、当該文書にはその内容が包含されている。

議事では、横倉会長から、TPP に関する日医の対政府交渉において、「国民皆保険」を守るため、公的な医療給付範囲を将来にわたり維持すること、混合診療を全面解禁させないこと、営利企業を医療機関経営に参入させないことを主張しているとのコメントがあった。

3) 進行中議事の審議結果

① 10 月の総会に採択のために付託される文書

「ストリート・チルドレンへの医療支援提供に関する WMA 声明案」

フランス医師会の提案

WMA は、ストリート・チルドレンの権利に対する一切の侵害や蹂躪、差別や偏見、人身売買をはじめとする虐待・暴力・搾取等を強く非難する。各国医師会に対し、社会的弱者である子どもの基本的権利、ヘルスケアと教育へのアクセスを保証するよう、国レベルの法的機関とともに取り組むよう求めている。

「化学兵器に関する WMA 声明案」

トルコ医師会の提案

閉ざされた空間における暴動鎮圧剤の不適切な使用は、標的となった人の生命を危険にさらし、人権侵害に至る可能性があり、管轄区域によっては殺人未遂罪となり得る。WMA は暴露された人々の健康に対する深刻な影響の可能性に鑑み、暴動鎮圧剤の使用を控えることを各国に強く勧告している。

「アルコールに関する WMA 宣言案」

オーストラリア医師会の提案

アルコールの害の低減という道義的な目標の概要を述べ、複数の政策分野にまたがる優先策を勧告する。過度のアルコール摂取の害とその低減に最も有効な政策とプログラムによる介入について国と社会に警鐘を鳴らすことは各国医師会の責務であるとしている。

「モバイルヘルスに関する WMA 声明案」

ドイツ医師会の提案

健康管理と医療提供に際して伝統的な手法を補足するモバイルヘルスの可能性を認識しているが、対面式の治療に代わるものとして利用してはならない。モバイルヘルス発展の原動力は、利潤追求ではなく、医療の提供における不足部分を解消する必要性があるものでなくてはならない。WMA は、モバイルヘルスの利用には洞察力をもってあたるよう患者および医師に強く促すものである。

「核兵器に関する WMA 声明案」

Junior Doctors Network (JDN) の提案

たとえ限定的な核戦争であっても、地球の生態系に壊滅的影響を及ぼすと共に甚大な人的被害と相当数の死亡者をもたらす、その後、世界人口のかなりの割合を食糧不足の危機にさらすものであるとし、各国医師会に対して、一般市民を啓発し、自国の政府に対して核兵器の廃絶に取り組むように働きかけることを求めている。

② コメントを要請するため各国医師会に回付される文書

「健康の社会的決定因子に関する WMA 声明」

イギリス医師会の提案

2011 年、WMA モンテビデオ総会採択文書

2015 年 3 月、ロンドンにおけるシンポジウムを経て政策の可視化及び内容の充実を図り「オスロ宣言」として 10 月のモスクワ総会に提出される。

「備蓄天然痘ウイルスの廃棄に関する WMA 声明案」

Junior Doctors Network (JDN) の提案

来月以降公表される天然痘に関する WHO の報告を参照し次回理事会で再検討する。

「医療従事者に対する暴力と闘うワールドデーに関する WMA 声明案」

トルコ医師会の提案

医療専門家に対する暴力は世界的に表面化している。医師はこの憂慮すべき脅威から自らの身を守ることができない。現実的かつ持続可能な解決策にははるかに広い展望が必要なものの、医療従事者および大衆における意識は、地域社会を動かし、草の根運動としての支援を取り付けるための重要な動機づけとなるかもしれない。世界的な取り組みを始めるにあたって特定の日を定めることを提唱。

トルコ医師会及び各国医師会の意見を参照し行動計画を策定する。

4) 新規議事

① 理事会承認された文書

「子供に対するすべての体罰の禁止と排除を支援する国際保健機関による声明を支持する提案」

WMA 事務局は「子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ」より、WMA がこのイニシアチブを支持し、「子供に対するすべての体罰の禁止と排除を支援する国際保健機関による声明」を承認するよう要請を受けた。

当該イニシアチブは 2001 年 4 月に発足、世界における子どもに対する体罰の撲滅を促進することを目指している。

② コメントを求めるため各国医師会に回付される文書

「医師の安寧に関する WMA 声明案」

Junior Doctors Network (JDN) の提案

医師はさまざまなストレス要因に晒されているため、医師の福利の水準が低下し、ひいては最適な医療を提供できないおそれがある。ストレス要因を正確に認識し、必要な対策を講じることでその影響を低減できる。

「医師のマスメディアへの出演に関する WMA ガイドラインの提案」

韓国医師会の提案

医療コミュニケーションの強化において、マスメディアは、さまざまな役割を果たすことができる。しかし最近では、一部の医師がマーケティングを目的としてマスメディアに頻繁に出演するケースが増加しており、健康に関する権利や医の倫理に深刻な懸念をもたらしている。医師がマスメディアに出演する際、その職業倫理に反する商業活動に関わることを防止し、客観的な情報の提供を通じて患者の保護を目的とすることの提案。

「性転換者に関する WMA 声明案」

ドイツ医師会の提案

個人は、判別された性別と同一であること（性同一性）、これと強固に関連する特定の文化規範に従って行動すること（性表現）を期待される。性同一性と性表現は、“ジェンダー”の概念そのものを構成する。出生時に判別された性別と通常関連するものとは異なる兆候を経験する人々が存在する（“トランスジェンダー”）。トランスジェンダーであること自体は何ら精神的欠陥を意味しないことについて、医師のコミュニティ内および一般社会における認識を高めることは、各国医師会の責務である。

「ビタミン D 欠乏症に関する WMA 声明案」

チェコ医師会の提案

ビタミン D3 (25-OH D3) の肝代謝産物の血中濃度低下は、世界中の多くの人々に広く認められる。ビタミン D3 欠乏は、重要な代謝性疾患（自己免疫疾患、がん、心および腎機

能障害、皮膚疾患、精神障害、リウマチ性疾患、骨疾患など）と関連し、高齢者に多く認められる。しかしビタミン D3 欠乏症は容易に予防できる。WMA および各国医師会は、ビタミン D 欠乏症の予防と治療に関して、認識を高める活動を提唱する。

③ 作業部会を構成して草案を作成する文書

「高齢化に関する WMA 政策文書草案」

ブラジル医師会の提案

2050 年までに 60 歳を超える人口の割合は 21%を超え、総数は約 20 億人に達すると見込まれている。WMA が優先的に取り組むべきは、医療従事者の育成に焦点を当てた長寿革命への備えである。現時点では、21 世紀への備えとして医療従事者は十分に整っているとは言えない。健康的な生活の促進、高齢者に対するより良い医療の提供に取り組むための政策文書の起草作業にブラジル医師会から協力要請が行われた。

作業部会：日本、アイスランド、オランダ、スペイン、南アフリカ、ブラジル、インド、バチカン、JDN

④ 2005 年採択文書の見直し／大幅改訂を行う文書及び担当医師会

「WHO タバコ規制枠組み条約に関する WMA 理事会決議」オーストラリア医師会

「ボクシングに関する WMA 声明」南アフリカ医師会

「囚人の身体検査に関する WMA 声明」イギリス医師会

(3) 財務企画関係

1) 委員長選出：ドン・チュン・シン（韓国）

2) 今後の会議開催日程

| | | |
|--------|--------------|-----------------------------|
| 2015 年 | 10 月 14－17 日 | モスクワ総会（ロシア）／学術集会：医学教育 |
| 2016 年 | 4 月 28－30 日 | ブエノスアイレス理事会（アルゼンチン） |
| | 10 月 19－22 日 | 台北総会（台湾）／学術集会：持続可能ヘルスケアシステム |
| 2017 年 | 4 月 20－22 日 | 開催地未定* |
| | 10 月 11－14 日 | シカゴ総会（米国） |
| 2018 年 | 4 月 | 開催地未定 |
| | 10 月 | レイキャビク総会（アイスランド） |
| 2019 年 | 10 月 | 開催地未定 |

*6 月まで立候補受付。2015 年 4 月現在までにザンビア医師会が立候補。10 月のモスクワ総会にて審議される。

3) 会費の新支払制度

2016 年度から会費を 5%引き上げる提案があり、10 月のモスクワ総会で審議に付される。

4) WMA 特別企画会議

- ① WHO 世界総会における WMA ミーティング（公衆衛生をテーマ）／2015 年 5 月
- ② 世界獣医学協会・世界医師会共催 One Health 国際会議
2015 年 5 月 21-22 日：マドリード（スペイン）
- ③ eHealth／遠隔医療に関する会議／イタリア
- ④ H20 ヘルスサミット／プライマリケアに関する会議の提案
- ⑤ WMA アフリカイニシアティブ

5) JDN 報告

各国 JDN による活動紹介プレゼンテーションに対し、今回からベストプレゼンテーションの選出制度が設けられ、ナイジェリアの JDN が選ばれた。日本医師会 JDN の林医師は 2 位となった。

以上